

経済、林政（第三会場）

宮崎県に於ける国有林設定の顛末

宮崎県林務部 関屋邦広

林業経営上から見て、宮崎県は県南部の林業と、県北部の林業とはつきり二つに分けることができる。もとより地利、土性、或は気候の異いが原因していることに、あげることができるが、根本的な差違は、県南部に国有林が余りに多く偏在している反面、県北部には殆んど国有林がないということである。何故にこうした国有林の設定がなされたのであるか、このことに關して考察を試みたい。

明治五年、地所永代元買の禁を解いて地券が発行され、明治七年大政官布告第120号を以て地所名称区別が改訂せられてこゝに於て徵求蒙府又は名譽の所領であつた。山林原野及社寺の上地林は、官有地に偏入せられ、其他の山林原野は民有地と定められた。又明治九年には官林調査依條例が定められ、これによつて所謂官林調査が全国的に始められた。

この結果今日見られる様に国有林が全国的に均等に配分せられず、東北地方と南九州に国有林が多く偏在し、一県内でも宮崎県の様に県南部と県北部と、国有林の配分についてはつきり一線を引くことができる。

このような配分關係から見て国有林設定の不均等が何故に起つたか、当時行われた宮崎県に於ける国有林設定の模様を史実について考察する。

前記の官民有地区分の調査によつて、官林台帳ができたが、南九州は明治10年西南戦役の兵火にかゝつて、書類が焼失又は逸散してしまつたので、明治十一年には日向、大隅、豊後三國の官林調査を各町村戸長に命じて徵求の官林を書き出さしめ、県官及び内務省出張員の实地調査により官林台帳を編成した。

尚別途に宮崎県に於ては明治12年地租改正に着手したが、此の地租調査と官林調査に甚だしい喰い違ひが生じたのであるが、此のとき全国的に行はれている「官林境界実測及製図順序並官林境界調査心得」による成務と同時に決定的な、官林境界査定、境界標、土量の設置がなされた。

明治16年に北西諸県地方、南那珂郡地方から始められ、明治21年には見湯郡地方の仕事が進んだのであるが、丁度見湯郡と東旧杵郡の郡界である美々津に來て、調査は延岡市出身の小林乾一郎氏の一族に阻止せられた結果、県北部では県南部で行はれた様な入念な官林調査が行はれなかつたので、今日の国有林配分の不均等の因をなしたのである。

現実にこうした官林調査の不徹底が原因をなしているのであるが、若し美

沖に於ける官林調査阻止の件がなかつたならば、必ずや宮崎県は国有林一色に塗りつぶされていたのである。

そこにおいて国有林、民有林の区別の解釈がなされた。官有、民有の地所正別がどの様な基礎において行はれたか、については宮崎県の旧藩時代の林政の取扱い方に根本的な疑義を抱き——尚官林調査以後、官有、民有の林地境界の係争が激しく論議せられた頃、即ち明治28年2月28日付度第2ノ6号農商務省大臣宛宮崎県知事が上申している一文に——山林処分の義につき上申「旧鉄肥藩、薩摩藩、高鍋藩等の山林に或る特別の資格を有せる士族を除くの外、山林を所有せしめ「云々……」の一文まで、こじつけられたとしか考えられない。旧鉄肥藩、薩摩藩、高鍋藩の林制が、結局は生半解のうちに早々に事務的に官林調査が片付けられたことに根本的なものがあると結論して、それ等の旧藩時代の林制につき、再検討を行はなければならないことを述べて国有林設定の顛末を考察するものである。

即ち当時国有林であるとされた薩摩藩の兼力山、徳山、鉄肥藩の兼力山、高鍋藩の見格蔵山が果して国有林であつたかどうか、これ等は入会地ではなかつたかという仮説のもとに考察をすすめることを新しい課題として残し、一方、本論に於ては官林調査の実際に行はれた当時の模様、官僚的な、独善的な、一方的な、高圧的な方法を次第に照して考察を試みたいものである。

北九州の林業構造調査(I)

— 地域区分 —

九大農学部 漆倉 忠 谷 田 進 他博 天

この調査の動機や基本的な構想については昨年日田市での支部大会で報告した所であるが、其の前年から岡縣三県の多大なる支援と協力を得て実施されて来たものである。

我々がここで林業構造というのは簡単に云えば、林業に於ける資本の形成形態と蓄積過程を経済循環の中に構造的に把握するということになる。もう少し具体的に言えば、林業資本が如何様な形で形成されるか、そしてどんな風に蓄積されて行くか、又それ等は総経済の循環や発展の中でどんな肉体的位置に在るか、そして具現する生産態様は農用林的であるか、或は生産的新設林業であるか、又より屬次的な木材生産的であるかという様なことである。

我々がこの林業構造調査の対象に北九州三県(長崎、佐賀、福岡)を選んだ